

2021年4月20日

FSC 森林管理グループ改訂規格に関するオンラインセミナー質疑応答記録

Q1: 「11.4 内部モニタリングにおいて、年に1度訪問される管理区画のサンプルの最小数は以下の表に基づき計算されなければならない」という要求事項について、資源管理区画に含まれる管理区画はグループ体の裁量によるとなっているが、どのように判断すればいいのか？

A1: 資源管理区画に含まれる管理区画のサンプリングをグループ体の裁量とした背景には、グループ管理者が資源管理者を兼ねることが多く、その場合は、資源管理区画に含まれる管理区画は直接グループ管理者が管理しているからである。ボックス 6 に詳しく説明してあるが、グループ体は、内部モニタリングですべての管理区画において FSC 要求事項への不適合がないことを確認するために十分な管理区画をカバーしている必要がある。この保証ができる程度のサンプリングが必要になるが、実際には数式を参考にし、リスクに応じてサンプリングの強度を調整することになるだろう。

Q2: グループに林業請負業者を加える場合、監査は各請負業者に対して実施されるのか？また責任を割り当てるメリットがよくわからない。

A2: 林業請負業者をグループに加えるかどうかは任意である。正式にグループに加えて責任を割り当てなくても、今まで通り林業請負業者への委託はできる。林業請負業者が加入する際には、FSC 要求事項への適合のための知識があるか評価をする必要がある。その後は林業請負業者のすべてを毎年評価する必要はない。また、どのようなサービスを行う請負業者を認証範囲に加えるかは自由に決められる。これにより、認証範囲内で責任の所在を自由に、また明確に割り当てられる。メリットとしては、これまでは林業請負業者が生産した木材を販売する場合などには CoC 認証が必要だったが、今回の改定によって別途 CoC 認証を取得しなくても、グループ認証に加わり、グループの CoC システムを利用することで、認証材としての販売が可能となった。

Q3: 林業請負業者が立木を購入するような場合、新たなグループ規格では、林業請負業者がグループに正式に加われば、別途 CoC 認証を取得しなくてもグループの認証範囲で認証材として販売ができることになったが、これはグループ認証林で請負業務を行う請負業者にだけ適用される措置なのか。単独 FM 認証の認証林で請負業務を行っている場合は、今まで通り立木買いをする際には CoC 認証を別途取得しないと認証材として販売ができないのか？

A3: その通り。請負業者を正式に参加させるという考えは今回のグループ認証規格の改訂で初めて取り入れられたものである。単独 FM 認証についても、認定規格の見直し・改定の

中で林業請負業者の扱いを見直していくので、今後は同様に別途 CoC 認証が不要となる可能性はある。

Q4: 虚偽表示に関するリスクの高い国には追加の要求事項が設けられるということだが、そうした国を特定する作業の予定を教えてください。高リスクの国を示すウェブページを作成するのか？いつから運用が始まるのか？

A4: 虚偽表示に関する要求事項は、現時点ではどの国にも適用されていない。現在、FSC の中のサプライチェーン信頼性確保チームおよび ASI で様々な調査が行われており、これらの調査の結果、特定の国でリスクが高いということがわかれば、追加要求事項を適用することとなる。現時点で具体的にいつまでに特定するという予定はない。追加情報があれば、様々なチャンネルで情報を共有する。

Q5: 林業請負業者の定義は？運材のみ、貯木場での選木（仕分け）のみ、などを行なう業者がいるが、それらも林業請負業者になるのでしょうか。

A5: 林業請負業者の定義はあえて幅広くしており、どのようなサービスでも含められるようにしている。グループ体に対してサービスを提供しており、その作業の中で FM 規格の要求事項への違反リスクが少しでもある場合は、グループに正式に加えることができる（参加は任意）。